

令和6年度第1回 鳥羽市景観審議会 議事録

1. 日時 令和7年3月24日(月)10:00～
2. 場所 鳥羽市役所西庁舎3階 中会議室
3. 出席者

浅野 聡 委員（会長）
清水 清嗣 委員（副会長）
大井 隆弘 委員
柘植 規江 委員
木下 悟 委員
世古 務 委員
濱口 和美 委員

4. 事務局

建設課長
高村 史博
建設課まちづくり整備室
浜崎 政孝 室長
勢力 徳保 室長
立花 正也 副室長
宮村 知希
鎌谷 マイル
教育委員会
豊田 祥三 係長

5. 開会

事務局

定刻となりましたので、令和6年度、第1回鳥羽市景観審議会を開催させていただきます。
本日の進行を務めさせていただきます建設課の勢力と申します。よろしくお願いします。

6. あいさつ

開催に先立ちまして、まちづくり整備室、浜崎室長から一言ご挨拶申し上げます。

（浜崎室長より、挨拶）

7. 自己紹介

※出席者の自己紹介を行った。

※事務局より、2分の1以上の委員が出席しているため、会議が成立している旨の報告を行った。

※配布資料の確認を行った。

8. 会長及び副会長の選出について

事務局

続いて、会長、副会長の選出についてご審議をお願いしたいと思います。「鳥羽市景観条例施行規則第25条」の規定により、会長が会務を総理し、審議会を代表することになっておりますが、先ほども申し上げましたように新委員の方々での審議会でございますので、会長、副会長の役職が決まっておりません。鳥羽市景観条例施行規則第25条では、会長、副会長は委員の互選により選出するとありますが、いかがでしょうか。

委員

事務局一任。

事務局

事務局一任とのご発言でございますが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

「異議なし」の声を頂戴しました。それでは事務局といたしましては、会長を、國學院大学の浅野委員に、また副委員を、鳥羽商工会議所の清水委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様、これに異議はございませんか。

委員

異議なし。

事務局

「異議なし」の声を頂戴しました。それでは浅野委員様、清水委員様につきましては、会長席、副会長席へお進みください。それでは浅野会長より、ごあいさつをお願いいたします。

(浅野会長より、挨拶)

事務局

ありがとうございました。これより、浅野会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

9. 議題

○鳥羽市景観計画に基づく届出等について

会長

それでは、最初に鳥羽市景観計画に基づく届出等について、事務局から報告をお願いします。

※事務局より、届出件数、太陽光パネル設置状況、パトロール等について報告した。

会長

ありがとうございます。では、ただいまの報告で、ご質問等があればお願いします。

B 委員

市街地に倒れかけている空き家がたくさんありますが、景観のパトロールで、危険度の調査や所有者への指導をしていただけるのでしょうか。

事務局

景観のパトロールで、空き家を指導することはありません。現在の鳥羽市では空き家を管理している係が指導等を行っています。景観のパトロールは、外壁の塗替えや届出の対象となっている建物などが未届出であるかどうか、また施工中の建物について、景観計画に記載されている内容で施工されているか、などを確認しています。

B 委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

補足すると、現在、鳥羽市では景観計画に基づいて、市街地を重点地区に指定していません。重点地区を指定すると、一軒々の建物の街並みが重要になります。先ほど、事務局から話がありましたが、景観計画の担当ではなく、空き家対策の担当で対応する方向になります。今後、鳥羽市のなかで、空き家が増えていくと思います。景観として、今後、色んな問題が出てきて、観光客の人がたくさん集まるところに空き家が増えると、観光産業に悪影響を与えます。観光客に印象が悪いと、リピーターが減っていきます。空き家はこれから重要な課題になってくると思います。空き家計画の中で、危険な建物を特定空き家と言います。鳥羽市は、これから特定空き家を認定していくと思いますが、特定空き家を認定するときの判断基準が、景観計画に定めている基準にも含まれ、景観として、問題がある場合は、危険な空

き家と判断する制度になってきています。景観からみて、問題がある空き家は、市としてこれから対応していく方向になります。市民の皆様からみて景観的に問題があれば市に相談してください。

では他の方に意見等がありますか。

E 委員

届出の 2 番と 10 番は、太陽光発電として、規模が大きくて、海側の地域が対象となっていますが、内容について簡単に説明してください。

事務局

2 番の鳥羽市相差町につきましては、それほど海沿というわけではなく、もともと、田んぼだったところを埋め立て、駐車場にしているところに、太陽光パネルを設置しております。また、周辺は目立った民家等はありません。民家から離れたところに太陽光パネルを設置する内容になっています。景観計画では、視点場から太陽光パネルは、確認はできませんので、景観については、周辺環境にそれほど影響はないと考えています。

E 委員

視点場とは、道路上から、それほど見えないということでしょうか。

事務局

主道路からは、離れたところになり、太陽光パネルが見えないということになります。

次に、届出の 10 番ですが、太陽光パネルの設置個所は、浦村町にある山林内になります。大規模な木の伐採を行わず、既存の平場に太陽光パネルを設置するという内容の届出になっています。視点場としては、鳥羽展望台からの写真をつけていただいています。審査をしたところ、展望台からの目視ではほとんど目視することができず、稜線も超えていませんでした。また、展望台にある高い建物の上から確認しましたが、目視はできませんでした。規模は大きいですが、周辺の景観には影響はないと判断しています。事前協議では、敷地に植樹はない届出内容でしたが、市からの要望で、道路沿いに植樹を行っていただいたり、パネルの設置個所を道路側から控えていただいたり、景観には配慮していただきました。

E 委員

わかりました。

会長

他に意見等がありますか。

届け出のあったものについては、すべて景観計画に適合しているということで、よろしいでしょうか。

事務局

はい、よろしいです。特に違反はありません。

会長

届け出をしないで、建築物が完成していたものはありましたか。

事務局

パトロールしましたが、ありませんでした。

会長

他の市町の例ですが、届け出の制度を知らずに、建築物が完成して、後で届け出を提出しようとしたところ、景観計画の内容に合わず、指導をしないというところが、時々あります。鳥羽市の場合は、事後による届け出がなかったということです。

それから、太陽光発電の設置ですが、令和4年度、5年度において、届出件数が増えています。何か理由はありますか。

事務局

令和5年、6年は、国の補助金があり、件数が増えましたが、今年度は補助も減り、届出の件数も減っています。昨年度がもっとも件数が多く、届出を知らずに、市から指導することもありました。

会長

太陽光発電については鳥羽市の景観計画で、ガイドラインを作って指導するように決めますか。指導について、事業者は従ってくれますか。

事務局

景観計画で定めています。事前協議の段階で市として考えを伝えさせてもらって、従っていただいています。

会長

新規参入者は、中小企業が多いので、20～30年後に存続しているか、危惧される状況です。他に意見等がありますか。

副会長

震災以降、太陽光発電を設置した件数とメガソーラーの件数はどのぐらいありますか。

事務局

令和2年度までは三重県条例に基づき、届出先が三重県となっており、件数について、正確には把握しておりません。令和3年度から、鳥羽市景観計画に基づき、届出を受け付けています。その件数は、令和3年度から令和6年度までで、33件です。メガソーラーの件数は把握していません。

副会長

鳥羽市として把握したほうがよいので、件数を確認してください。

※事務局にて調査し、後日報告。

会長

景観計画をつくるときに、安楽島の太陽光発電は問題がありました。都市計画審議会でも、観光事業者からも厳しい意見を頂戴しました。あの時は、鳥羽市が、まだ景観行政団体ではなかったので、市の政策としては、法的な対応ができませんでした。清水副会長がいうように、鳥羽市は、景観行政団体になり、行政区域は、鳥羽市景観計画で管理する必要があるもので、県の景観計画の時代の届出は把握する必要があります。今度、建物などが老朽化した場合、鳥羽市の景観計画で対応することになるので、副会長が言われるように、大きなものは把握しておいたほうがよいです。

事務局

わかりました。

○海女集落の景観調査に関する報告会の開催結果について

会長

海女集落の景観調査に関する報告会の開催結果について、お願いします。

事務局

資料の2と本日追加でお配りをさせていただきました、良好な景観の形成に関する方針という資料と、それから海女の集落の景観という冊子を、追加でお配りをさせていただいております。そちらは、後でご参照いただければと思います。

海女集落の景観調査に関する報告会の開催結果ということで、鳥羽市では、令和3年の4月から景観計画の冊子を作り、運用をしております。それより前から、策定など、いろいろとご検討をしてきたところですけど、併せて、三重大学さんの方が海女研究センターというのを設立されました。その中で、海女集落についての調査研究を進めていただけてきました。それについて、なぜ、調査研究が行われるようになったかという、最近の景観行政の充実というところと、海女文化が日本遺産にも認定され、関心の高まりから、景観の特性や、そ

の構造などを、明らかにしていこうということです。海女集落において、鳥羽市は、集落が一番多い町と言われているところです。そういうのを生かして、例えば、観光振興であるとか、地域活性化につなげていけないか、取り組みが始まったと思っております。鳥羽市景観計画の中においては、海女集落というのは、重点候補地区というものに位置付けをしています。そちらの資料が、良好な景観の形成に関する方針というものですが、これは鳥羽市景観計画の中から抜粋をさせていただいた資料です。その一番下に（５）で重点地区指定に向けた取り組みということで書いてあります。先代から継承されて生まれてきた漁村や農村の個性ある集落を、景観形成上重要な地区として、重点候補地区と位置付けをしております。候補地区が３つあり、１つが市役所周辺を中心とする城下町地区。２つ目が離島をはじめとする南鳥羽の漁村、集落地区を候補地区。３つ目が、佐田浜周辺や安楽島の旧小涌園を上がった緑の村周辺。それから相島の石上さんの周辺の観光市街地地区。この３つの重点候補地区にあげております。今は候補地区ですが、今後はどのようになっていくのか、というと、（５）の一番下の２段落目のところになりますが、これについては、今後その地区住民のほうから、細かく形成、景観とかの形成の基準を作って、推進をしていこうというようなことが、地元のほうから、ご意見がえられた場合には、重点候補地区が重点地区に格上げをし、位置づけることになります。そのようになった場合、新しい景観形成の基準を策定して、それに基づいて、ある地区は城下町なので、歴史文化に重きを置いたような町並みにしていこうとか、漁村集落なので、その風景に合うような、取り組みをしていこうとか、いろんな景観形成基準を作って、今後の推進をしていこうと、期待をされているということです。その中の１つとして、今回、海女集落の景観の調査、研究を進めてきた中で、調査結果を１つの冊子として、取りまとめていただきました。主な内容は、調査をした海女集落、漁村海女集落ごとに、それぞれページを入れてありますので、ご覧をいただければと思います。こちらの調査結果が平成 30 年以降ずっと続けられてきて、調査が終わったというところもありまして、令和 5 年度から 6 年度にかけて、その地区において、地元説明会を開催するというので、地元の皆さんに、この地区では、こういう海女集落のこういう特徴があるとか、それぞれで報告会を開催してきたところです。その内容については、資料 2 のほうの、本文の下のところでも報告事項ということで、海女集落の景観特性と景観構造のところに重きを置いて、いろいろ報告をさせてもらいました。鳥羽市景観計画の結果で、先ほど申し上げました重点候補地区に位置付けられていて、今後、重点地区で上がっていく、いろんな推進が期待されるというところと、それには、重点地区になったら、またその景観形成基準を新しく決めますが、その中では、市独自で、いろんな事業に補助制度とかを設けるようなのが一般的になってきます。市独自の財源では、いろんなことができないというところもあります。その中で、重要文化的景観という、文化庁が補助を出してくれる制度もあります。海女景観として、載せていくのも１つの方法があるということで、先進事例の紹介も、それぞれの地区で行ってきたところです。

もう１つは、景観計画の開催日と参加者について、（１）番の相島から始まって、最後は答志和具地区で、開催しました。令和 6 年に入ってから、２月、３月と順次開催しました。神島と答志和具は、天候が悪く、開催を延期したため、６月に開催しました。それぞれ、海女

さん、漁師さん、漁協の方など 10 人前後ぐらいの参加をしていただきました。どのような意見が出たかという、景観に関するような話や、その地区の文化的な話が出ました。海女さん自体が少なくなっていることへの懸念のような意見もありました。主な意見としては、すでに鉄骨造りの建物がある中で、景観をつくる上で、何か変えていかないといけないのか、とか、どうやっていけばいいのか、というような意見もありました。あとは、文化的景観に指定されれば、いろんな神社仏閣がそれぞれの地域であるが、補助対象になるのか。文化的景観に指定された場合に、デメリットだけではなくて、いろんなメリットがあるのか。あとは、先ほどソフト的なところで、漁業振興の整備の話であるとか、海女や漁業者が少なくなってく中で、担い手不足、そちらの方の対策にも力を入れていったほうがよいのでは、など、いろいろな意見をいただきました。

まとめのところになります、この重点地区への指定や文化的景観の選定ではその地域の中でのメリット、それから、補助対象となるものの、こういったものがあるのかとか、反対に、今度は規制をされるとか、届け出が必要とか、今後、具体的にどんな展開になっていくのかというような声が 1 つあったのと、もう 1 つが、そのような担い手不足であるのと、防災安全等の課題は、何らかの形で解決できるのではないか、などの意見がありました。こちらにつきましては、各地域で、説明会を開催した後に、令和 6 年の 9 月に、鳥羽市長の方にも、このような報告会を各地域で行ってきました、という報告をさせていただきました、景観計画の中でも重点候補地区に位置付けられていて、重点地区へ行く道筋はそもそもが、景観計画書の中で、でき上がっておりますので、今後それを、どのように継続していくかというところが、その文化的景観の話であれば、教育委員会が関係をしてきますので、関係部署とも連携しながら、地元住民や事業者の合意が必要になりますので、意欲的に取り組もうとしているところに説明し、地区指定などを進めていければと考えているところです。以上で、この報告会の開催結果とさせていただきます。

会長

海女集落の景観調査に関する報告会ですが、E 委員と私は全て出席しました。E 委員、補足があれば、お願いしてもよろしいでしょうか。

E 委員

景観計画で、重点保護地区保護地区という地区があります。資料において。緑色で、網かけしてある箇所が 9 ヶ所あって、調査報告会を行った相差町から、答志和具にかけて、7 地区になります。7 地区に関しては、特に海女さんが多く活躍しているということで、我々が調査を開始した 2018 年、のときは 2017 年のデータを見て、50 人ぐらいいる集落を対象に、景観の調査を続けてきました。集落ごとに、本当にいろいろバリエーションが豊かで、どこに行っても素晴らしいまちが広がっていました。海女さんが、たくさん活躍している集落というのは、どういう景観上の面白さがあるのか、特徴があるのか、これが興味も生まれて、我々がいろいろと調査してきて、少しづつわかってきたことがあります。

例えば、漁村集落っていうのは、これ以外にもたくさん鳥羽市にはあります。先ほど話が

あった太陽光発電の届出があったというか浦村町においては、たくさんある集落の中で、海女集落ってどういう特徴があるのかなと。一個見えてきたのは、カキの養殖で有名なところで、港に出てくると、穏やかな景色が広がっています。海の向こうは、山が見えて、養殖に適した風景が広がっている。それに対して、国崎町、相差町や離島は港に立っていると大海原ですよ。それから、当然アワビがたくさん取れるということは、岩がごつごつしていて、底引き網ができない。広い海が見えるところで、岩がごつごつしているところに波が来ると、そこで波が砕ける。すこし緊張感がある風景に感じる。そのように、海女さんがたくさんいる集落ってというのは、どんな経過があるのかな、というのも少しずつわかってきました。と、というようなことをベースにして、その上で、海女さんが活躍している姿があり、海女小屋がある。海女小屋を一個々見ても、集落ごとに違いますよね。とか、それから、地形、地質が違うので、都市構造関係など家の建ち方も違って来る。海女さんらしい景観、或いは景観資源っていうものを持ちながらも、それぞれの集落で、非常に多様な変化を見せているようなところ一個々が、他の集落と比較しながら説明を、それぞれの地区でさせていただいてということになります。

結果を見てみると、今、浜崎さんがおっしゃったように、重点地区指定をされると、どうなるのかってことです。具体的には、個別の規制がかかる、ということになってきます。従って、住民の皆さんの理解を受けて指定する必要がある。今は抽出で止まっている状況なんですけど、そこをクリアすると、今度は、国の重要文化的景観、そういうものにも応募できるようになり、手を挙げるができる。そういうのがあると、今は、難しくなっている住民の中の公有の財産、お寺や神社が修復でき、メリットもあります。当然その中でも、景観上規制をするってこと必要で、例えばピンクの家を建てられなくなりますとか、そのようなことはありますので、合意を得ながら、ルールも一緒に決めていきながら、やっていけばいいなと思います。

例えば、神島は、空から見ると屋根は真っ赤です。神島は鳥羽市の本土より、伊良子の方が近いので、その土地の塩焼き瓦がいっぱい入ってきています。赤い瓦といった景観を、全部一律に決めてしまうと、例えば、答志の屋根も赤になってしまう。1個1個の特徴を掴みながら、きめ細やかに、規制をかけていくことができると、将来、良い景観を作っていけると思います。地区ごとに、多少の温度差がありましたが、1ヶ所、2ヶ所とか、限定的でもけっこうですので、これから手を挙げてくれた地区を中心にしながら、説明会をより詳しく行って、進めるところは進めていきたいと考えています。

会長

どうもありがとうございました。鳥羽市の景観計画を策定したのも随分前になりますがそのときから、E委員と私で、集落の主要なところは全て調査をして、景観計画を、策定するときに、将来、住民の方の賛同があれば重点地区を指定していこうということで、現在、候補地区を位置付けた状況です。調査は、一通り終わり、本日配った資料を見ていただくとわかりますが、三重大学のチームで調査した結果をまとめた冊子があります。この冊子は、地元の報告会にも使用しました。わかりやすく、景観的な特徴が出るように、まとめました。

この調査をしたところ、普通の漁村集落と違う、海女集落ならではの特徴があることが、はっきりとわかりました。その特徴について、地元報告会で、皆さんに説明をさせていただきました。本当は、地元説明会も、数年早く開催する予定でしたが、調査が終わって、次の年に報告会を開催しようとしたところ、コロナが始まってしまい、3年間ぐらい地元報告会ができなかった。と、いう状況で、昨年度から、また、離島に入っても大丈夫ということで、昨年度から今年度にかけて、調査をした全ての地区に対して、調査結果の報告をさせていただきました。今後の予定ですが、景観審議会でいろいろと取り組みの経過報告はさせていただく予定です。概ね、関心のある地区と、少し景観を中心にしてまちづくりは難しい地区を2つに分けて、関心のある地区の皆さんは、継続して、提案をしていきます。全ての地区をするのは難しいですが、一緒にやっていきたいと考えています。希望されているところを中心に、景観計画の重点地区指定と、国の支援を受けることができる重要文化的景観の調査を行うことができると考えています。

今日は、教育委員会の豊田さんに来てもらっています。豊田さん、一言よろしいですか。

事務局

教育委員会の豊田と申します。よろしくお願いします。先生からお話のあった文化的景観の文化財制度のことについて、簡単に説明させていただきます。一般的に、文化財というと、国と県と市といったランクがありますが、文化的景観というのは、国の方の文化財指定制度になります。一般的には、お寺の仏像や建物など、個別の案件に対して指定するのがよく知られています。この文化的景観というのは、そのエリア全体を指定して、その中の景観的なものを残していこうというところで、少し制度としては違いますが、亀山市に閑塾という東海道の宿場町の町があります。あそこは重要伝統的建造物群という中で、江戸時代の宿場町の建物がたくさん残っているということで、エリア全体を国の重要文化財として指定しております。その景観版という制度になります。

D 委員

重点地区に位置付けされると、太陽光発電の設置、文化的景観で町並み保存や埋め立てなどについて、厳しくルールを設けて規制するということでしょうか。

事務局

これから、新しい景観の形成基準を作るので、例えば太陽光がすぐに規制ができるとかっているのは、直接的には結びつかないかもしれませんが、1つの方向性を決めて、景観形成基準を設ければ可能と考えています。例えば、「太陽光パネルを設置するときは、周辺を緑化してください。」とか、「隣地から5メートル離してください。」など、いろいろありますが、規制をかけることは可能です。

D 委員

分かりました。

会長

他にありますか。

A 委員

景観重点地区の指定は地番で決めるのか、それとも離島であれば島全体として指定するのでしょうか。5 年先を見たときに、人口はどうなっているのだろうか。空き家ばかりになっているのではないかと、そのようなことを色々考える中で、景観重点地区として守っていくには、区域をはっきり決めておいた方が良いと思う。ここからここまでが景観重点地区と線引きをしたほうが、行政も指導しやすいと思う。ある程度エリアを決めておいたほうが良いのではないのでしょうか。

会長

今後、地元の方と話し合いをして、エリアを決めていきます。事務局は、何か補足はありますか。

事務局

先ほど会長がおっしゃっていただいたように、今はあくまでも重点候補地区なので、ある程度の範囲で決めている状況です。先程の話でもありましたが、重点地区にするのは、前段階として、地元の住民の合意が必要になるので、今は地元等に働きかけて、色々話し合っている状況です。

A 委員

漁村地区については、これ以上広がることはないと思う。人口や産業形態などを考えれば、今の調査中に、はっきりエリアを決めておいたほうが良いと思います。

会長

ご意見ありがとうございます。今後、景観まちづくりをしていく中で、エリア指定していく必要があります。住民の皆さんと、これから話し合いをしていく段階です。エリア指定はありませんが、具体化して、賛同していただいてエリアを決めていきます。先ほどの調査結果の報告で、賛同がえられた地区は、まだ伝統的な行事が行われていて、海女漁と関りがある神社があります。主要な道筋があって、そこに主要な集落の建物が密集していたり、港があります。海女漁という産業を中心にして、集落が、神社や寺院と結びつけながら街ができています。地区指定は、エリアをはっきりさせて、地区指定をしていく必要があると思います。その地区指定に同意がえられたら、どういう内容にしていくのか地元の方と話をしていきます。太陽光発電は原則、そのエリアの中には設置できない、などは可能と思います。また、いろんな伝統行事が行われていて、それが観光産業と結びついているので、それをいかに守っていくことも今後課題になると思います。

いろいろご意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。他に、この

海女集落の件で何かありますか。

C 委員

カラー冊子の2ページに、海女集落に関する近年の出来事という一番上に、「2016年に伊勢志摩国立公園が70周年になりました。」と、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020が策定されました。」と、いうのを載せて頂いているのですが、来年の令和8年に、伊勢志摩国立公園が80周年になります。ステップアッププログラムも、来年度に策定、改定を予定しております。その前に、今年度、国立公園のビジョンというのを、20代～30代の若者の方々にワークショップで集まっていたいて、検討してきました。その中でも、海女文化や地元のお祭りのことについて意見がでまして、若者達も将来存続できるのか、など危機感を持っていました。でもやっぱり将来に向けて、生きた文化として残していきたい。という意見がありました。

会長

どうもありがとうございます。鳥羽市と志摩市は、全域が国立公園エリアの中に入っている土地ですので、国立公園制度との連携もぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

C 委員

よろしくお願いします。

会長

国立公園の中に伝統的な集落があるのは、メリットだと思います。海女集落についても、景観計画を策定した当初から、候補地区として、うかがっていました。その後、進展がありましたら、私が委員会で報告しますので、ご意見をいただければと思います。続きまして、6番目のその他に移りますが、委員の皆さんからご質問やご提案がありますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

少し時間がありますので、番号はふっていない資料になりますが、私から、少し訂正させていただきたいことがあります。景観法を活用した景観まちづくりの将来像で、今年度が、景観法ができて、20周年になります。少し前に、景観法ができたというような印象ですが、この20年間は早かったなと感じています。今年度、国交省が中心となって、景観法20周年のシンポジウムを鳥取県で、開催しました。私は、国交省の計画の見直しの委員長をやっていました。そのご縁で、鳥取で昨年秋に開催されたシンポジウムに出席して、講演と、後半に鳥取県の関係者とディスカッションをしました。そのことを踏まえて、国で、検討会で出した報告書のポイントを、これからの景観法を活用した景観まちづくりの検討について、まとめたものを簡単にご紹介しましたので、関心がありましたら、読んでいただきたいと思います。手短かにポイントだけお話をさせていただくと、4ページの第4章ですが、今後の景観まちづくりのあり方、検討会における議論ということで、景観法が

できて、全国に普及したので、全国の地方自治体がどういう成果を上げているか、それからどんな課題に直面してるかを、国の立場でまとめて、今後に向けての課題をどういうふうに改善してしたらいいかということを検討したというのが、内容になります。時間がありましたら、詳細を読んでいただけたらと思います。結論からいうと、景観法を使った結果、各地で、景観まちづくりに成果を上げた自治体が大変増えてきています。特に景観まちづくりが目に見える形で整備されますので、景観が改善されると、例えば観光地は、集客など、大きな成果を上げてきている。観光地以外では、中心となる駅や駅周辺など、駅前の整備や景観計画の重点地区指定など、そこに図書館や公共施設と一緒に整備することによって、地方都市のにぎわいの再生に貢献し、そのような事例が、かなり増えていることがわかりました。ということで、景観法は、上手に使えば成果が出ているというのが、結論としてあります。それから、成果を上げている自治体の特徴は、重点地区を指定しています。先ほども海女集落の重点地区指定ができるかどうか、今後の課題ということで、結局、重点地区に指定できないと、具体的な施策を動かすことができません。せっかく景観計画を作っても、何も成果が上がらない自治体もあるということも見えてきました。

一方、歴史的な町並みや、駅前などを重点地区指定して、地元の方のご協力をいただきながら、景観まちづくりを進めているところは、目に見える形で景観が改善されて、集客交流に、にぎわいのあるまちづくりにかなり貢献してきているという事例が、全国の地方都市からたくさん報告されているってことを確認しました。それから 6 ページを見ていただきたいところが、5 番、「近年の新しい動き」というところで、ここで紹介したのが、青森県で、取り組んでいる再生運営施設の立地を、県としてゾーニングしようということで、都道府県で初めて青森県が動いている事例を紹介しています。先ほど鳥羽市の景観審議会でも、最初に太陽光発電の届け出について、市の方から報告をして、委員の方からも、いろいろ質問がありました。皆さんご承知の通り、国際的な条約の中で、日本は二酸化炭素の排出量を抑えていかないといけないので、当然再生可能エネルギーは、これからも引き続き増えていくという状況です。ポイントは、温暖化に対応するために再生可能エネルギーを使うということは、多くの方が納得していると思いますが、風力発電や太陽光発電において、立地する場所が、自然環境のいいところや歴史的な町並みのある観光地とぶつかって、トラブルが起きています。再生可能エネルギーは必要ですが、立地する場所はコントロールする必要があります。本当は、これは都道府県レベルでやるべきですが、なかなか都道府県が動かなかったところ、ようやく今、青森県が、県全域を、太陽光発電を許可する地域と、許可しない地域を色分けして、制度化しようとしています。そして、ある地域に太陽光発電を設置した事業者には、税を課していくことで新しい取り組みをして、環境問題と、景観を両立させていこうという新しい取り組みを行っています。大変注目されているので、それをここで紹介させていただきました。今、検討中で、まだ正案になっていませので、皆さんもぜひ、正案になれば、新聞などで報道されると思います。太陽光発電や風力発電は、市町村単位では、コントロールがとてもしにくいと思います。鳥羽市も、いつも苦労されていると思いますが、結局、三重県は、日照が全体的にいいので、再生可能エネルギー事業者から見ると、施主に話を持っていきやすい。仮に、鳥羽市が条

例を作って独自に厳しくすると事業者の方はそれを超えるのが難しいと判断して、隣の志摩市や伊勢市に逃げていくわけです。同じことが松阪市や津市であり、1つの市町村だけでどんなに頑張っても、隣接がほぼ同じ日照条件の周辺市町村にどんどん逃げていく。結局、県全体で見たときにはトラブルの件数は減らない。むしろ、特定の地域に過度に集中して、第2第3の大きな問題を引き起こす可能性があり、都道府県レベルぐらいで、ゾーニングをしていただくのが本当は良いと思います。ようやく青森県が、こういった取り組みをやっていますので、私見ですけど、これが、いくつかの県でゾーニングがすると、三重県も動くと思います。三重県には、いつも提案していますが、三重県では前例がないと、動きにくいということです。青森県が今、トップバッターでやろうとしているので、注目する1つの取り組みだと思います。青森県に話を聞くと、風力発電が日本一多いらしいです。すでに、風力発電はたくさん立地していて、これに太陽光発電が追い打ちをかけると、自然環境や観光地に与える影響が大きく、それも1つ大きな背景となって、青森県が今、先頭切ってゾーニング等を行っています。冒頭にお話しました、景観法を上手に使えると、集客交流に成功している自治体が大変増えています。鳥羽市には観光があり、伊勢志摩国立公園内であるので、とても重要なことだと思います。それから、太陽光発電みたいに地域住民の人から見ても、景観的に深刻な問題が出ていますので、要望していく必要があると思います。国立公園内のまちとして、景観法を引き続き上手に使って、他市と同様に成果を上げることができればと、思っています。

B 委員

海上風力について、景観計画や伊勢志摩国立公園では、どのような取り扱いになるのでしょうか。

会長

海上は、景観計画においては対象外になります。陸上にあるものが対象となります。伊勢志摩国立公園は、海域公園地区が指定されていないので、国立公園の許可制度は海上に関して適用されないということでしょうか。

C 委員

伊勢志摩国立公園は、海上は、陸から1キロぐらいしか、国立公園として指定されていません。それより、外側になると、国立公園ではないエリアになります。1キロの範囲で普通地域といいまして、ここに書かれている海域公園地区という、すごく規制が厳しいエリアには指定はされていない状況です。現状としては、自由に設置できます。色など、大規模な風景に影響がある場合は届出制にしていますが、それ以外は、自由に設置できる。海上風力の場合、規制の外側になると思います。しかし、国立公園の景観としては、陸からも見えるところではあるので、関係者とは、調整する必要があると思います。将来的に、海域の方に拡張できないか検討しているところです。

B 委員

鳥羽市は、離島がたくさんあって、その景観において、海上風力の景色がよいという人もいれば、よくない人もいます。景観計画や国立公園において1つの課題ではないかと思っています。

会長

ご意見ありがとうございます。海上風力の相談はありますか。

事務局

海上風力において、試験的に鉄塔をどこかの地域に建てたい。と、いう相談は受けたことがあります。建てるかどうかはわかりませんが、建てる場合は、景観の届出や事前協議についての必要性については、事業者伝えております。

会長

わかりました。前例がないので、具体的に動きがあったら、ぜひ連絡してください。では他にはいかがでしょう。よろしいですか。

では、その他事項も以上とさせていただきます。事務局から何か報告事項等がありますか。

事務局

審議会の現委員のみなさまの任期は、令和8年6月末までとなっていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

会長

これから2年間、もう1年ありますのでよろしくお願いいたします。それでは以上で、本日の鳥羽市の景観審議会を終了します。ありがとうございました。